

株 主 各 位

栃木県足利市南大町443番地  
**株 式 会 社 タ ツ ミ**  
代表取締役社長 岡 嶋 茂

## 第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月16日（火曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成27年6月17日（水曜日）午前10時
2. 場 所 栃木県足利市南大町443番地  
株式会社タツミ 本社工場 3階 会議室  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項  
報 告 事 項 第64期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）事業報告  
および計算書類報告の件  
  
決 議 事 項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役7名選任の件  
第3号議案 監査役4名選任の件

以 上

- 
1. 開会間際には会場受付が混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申しあげます。なお、受付開始時刻は午前9時を予定しております。
  2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また資源節約のため、本招集ご通知および同封の「第64期報告書」をお持ちくださいますようお願い申しあげます。
  3. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類に修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.tatsumi-ta.co.jp>）に掲載させていただきます。
- 

### 近況報告会のご案内

当社における事業活動をより一層ご理解いただくため、当社第64回定時株主総会終了後、本総会会場にて30分程度の近況報告会を開催することいたしました。ぜひご出席賜りたくご案内申しあげます。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行を伴わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第27条(取締役の責任免除)及び第37条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、補欠監査役の選任を定めた定款第30条において、会社法条文の項数が増えられましたので、所要の変更を行うものであります。

なお、第27条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>2. 当社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の選任)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>3. 当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総会の開始のときまでとする。</p>	<p>(監査役の選任)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>3. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>(現行どおり)</p>
(略)	
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員7名は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

### 取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	おか じま しげる 岡 嶋 茂 (昭和27年5月22日生)	昭和52年4月 株式会社三ツ葉電機製作所 (現株式会社ミツバ) 入社 平成12年4月 当社入社 平成13年4月 当社技術部長 平成15年6月 当社取締役に就任 平成20年6月 当社常務取締役に就任 平成23年6月 当社専務取締役に就任 平成24年4月 当社開発機能(技術・営業・購買)統括、生産機能統括 平成25年6月 当社代表取締役社長に就任 平成27年4月 当社代表取締役社長執行役員に就任 現在に至る	23,000株
2	もり た つね お 森 田 常 夫 (昭和26年7月1日生)	昭和56年9月 当社入社 平成14年4月 当社営業部長 平成17年6月 当社取締役に就任 平成21年4月 当社購買部長 平成24年4月 当社営業・購買・業務・経理担当 平成25年4月 当社営業・購買・業務担当 平成26年6月 当社常務取締役に就任 当社海外営業統括 平成27年4月 当社取締役常務執行役員に就任 現在に至る 平成27年4月 当社営業・業務統括、購買担当 現在に至る	17,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
3	た なべ やすし 田 邊 泰 (昭和27年2月23日生)	昭和45年3月 株式会社三ツ葉電機製作所 (現株式会社ミツバ) 入社 平成21年4月 当社入社 当社品質保証部長 平成22年4月 当社生産企画室長 平成22年6月 当社取締役に就任 平成22年6月 当社工場長、生産企画室長 平成22年6月 当社生産機能担当 平成24年4月 当社工場長、生産企画室長、製造 第1部長 平成26年6月 当社常務取締役に就任 当社海外生産統括 平成27年4月 当社取締役常務執行役員に就任 現在に至る 平成27年4月 当社生産・品質保証統括、品質保 証部長 現在に至る	5,000株
4	き むら ひで のり 木 村 英 典 (昭和38年8月28日生)	昭和61年3月 当社入社 平成22年4月 当社経理部長 現在に至る 平成25年6月 当社取締役に就任 平成27年4月 当社取締役執行役員に就任 現在に至る 平成27年4月 当社業務・財務担当 現在に至る	4,000株
5	おか だ のぼる 岡 田 昇 (昭和39年9月17日生)	昭和58年3月 当社入社 平成22年4月 当社技術部長 現在に至る 平成25年6月 当社取締役に就任 平成27年4月 当社取締役執行役員に就任 現在に至る 平成27年4月 当社開発担当 現在に至る	7,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6 ※	せき た しげ お 関 田 茂 夫 (昭和26年6月19日生)	昭和50年4月 株式会社三ツ葉電機製作所 (現株式会社ミツバ) 入社 平成12年4月 同社第一営業部長 平成17年6月 トウキョウエレクトリカ・デ・メ ヒコ (現コルボラシオン・ミツ バ・デ・メヒコ・エス・エー・ デ・シー・ブイ) 出向 同社社長に就任 平成19年4月 株式会社ミツバ執行役員に就任 平成23年4月 同社情報システム担当 現在に至る 平成27年4月 同社常務執行役員に就任 現在に至る 平成27年4月 同社調達統括 現在に至る	0株
7	なが い くに お 永 井 邦 夫 (昭和31年9月12日生)	昭和52年4月 株式会社三ツ葉電機製作所 (現株式会社ミツバ) 入社 平成14年4月 同社工程開発部長 平成17年4月 同社生産技術部長 平成19年4月 同社工機部長 平成25年4月 同社執行役員に就任 現在に至る 平成26年4月 同社生産技術担当 平成26年6月 当社取締役就任 現在に至る 平成27年4月 株式会社ミツバ生産技術統括 現在に至る	0株

- (注) 1. ※は、新任の取締役候補者であります。
2. 候補者関田茂夫および永井邦夫の両氏は、社外取締役候補者であり、特定関係事業者である株式会社ミツバの業務執行者であります。なお、当社は株式会社ミツバとの間に製品の販売、材料の仕入等の取引関係があります。
3. その他の候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
4. 候補者関田茂夫および永井邦夫の両氏は、企業経営の豊富な経験、知識を活かして親会社の立場から当社の経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていただくことで、当社の経営体制がさらに強化できるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 候補者永井邦夫氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。

### 第3号議案 監査役4名選任の件

監査役全員4名は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

#### 監査役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	井上雄象 (昭和26年4月3日生)	昭和48年6月 株式会社三ツ葉電機製作所 (現株式会社ミツバ) 入社 平成14年4月 当社入社 当社業務部長 平成18年4月 当社経理部長 平成22年4月 当社監査室長 平成22年6月 当社常勤監査役に就任 現在に至る	11,000株
2	早川榮一 (昭和16年3月13日生)	昭和34年4月 国税庁入庁 平成5年7月 桐生税務署長 平成6年7月 館林税務署長 平成9年7月 宇都宮税務署長 平成10年9月 税理士登録 早川榮一税理士事務所代表 平成20年6月 当社監査役に就任 現在に至る	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
3	み た けん いち 三 田 賢 一 (昭和24年3月31日生)	昭和47年3月 株式会社三ツ葉電機製作所 (現株式会社ミツバ) 入社 平成4年4月 同社経理部長 平成10年10月 同社物流部長 平成15年5月 株式会社ミツパロジスティクス 代表取締役社長に就任 平成16年1月 株式会社ミツバ執行役員に就任 平成20年4月 同社総務・人事統括、財務担当 平成20年5月 株式会社ミツバアビリティスタッ フ(現株式会社ミツバアビリティ) 代表取締役社長に就任 現在に至る 平成20年6月 株式会社オフィス・アドバン代表 取締役社長に就任 現在に至る 平成20年6月 株式会社ミツバ取締役執行役員に 就任 平成22年6月 当社監査役に就任 現在に至る 平成23年4月 株式会社ミツバ取締役常務執行役 員に就任 平成23年4月 同社総務・人事統括、財務統括 現在に至る 平成25年4月 同社取締役専務執行役員に就任 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社ミツバ取締役専務執行役員 株式会社ミツバアビリティ代表取締役社長 株式会社オフィス・アドバン代表取締役社長	0株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	たけ のぶ ゆき 武 信 幸 (昭和32年5月8日生)	昭和56年4月 株式会社三ツ葉電機製作所 (現株式会社ミツバ) 入社 平成19年4月 同社総務部長 平成19年6月 株式会社オフィス・アドバン取締役 役に就任 現在に至る 平成20年2月 株式会社ミツバアビリティスタッ フ(現株式会社ミツバアビリテ ィ)取締役就任 平成22年4月 株式会社ミツバ経理部長 現在に至る 平成22年6月 株式会社ミツバアビリティスタッ フ(現株式会社ミツバアビリテ ィ)監査役に就任 平成22年6月 当社監査役に就任 現在に至る 平成23年4月 株式会社ミツバ執行役員に就任 現在に至る 平成23年4月 同社総務・人事担当、財務担当 現在に至る 平成23年6月 株式会社ミツバアビリティスタッ フ(現株式会社ミツバアビリテ ィ)取締役に就任 現在に至る 平成27年4月 株式会社ミツバ経営企画・環境管 理担当 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社ミツバ執行役員	0株

- (注) 1. 候補者三田賢氏は、社外監査役候補者であり、特定関係事業者である株式会社ミツバの取締役専務執行役員および株式会社ミツバアビリティならびに株式会社オフィス・アドバンの代表取締役社長であります。なお、当社は株式会社ミツバアビリティとの間に人材派遣等の取引関係があり、また株式会社オフィス・アドバンとの間にファクタリング等の取引関係があります。
2. 候補者武 信幸氏は、社外監査役候補者であり、特定関係事業者である株式会社ミツバおよび株式会社ミツバアビリティならびに株式会社オフィス・アドバンの業務執行者であります。なお、同氏は株式会社ミツバアビリティの監査役となったことがあります。
3. その他の候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
4. 候補者早川榮一氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 候補者早川榮一氏は、社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、企業財務管理等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づいて社外監査役の職務を適切に遂行されており、選任をお願いするものであります。
6. 候補者三田賢氏は、企業経営の豊富な経験、知識を活かして当社経営の監視をしていたいたため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

7. 候補者武 信幸氏は、当社の親会社である株式会社ミツバの人事・労務業務を永年担当しており、その経験を当社監査体制の強化に活かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
8. 社外監査役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社で不当・不正な業務執行が行われた事実等については以下のとおりです。
  - ・株式会社ミツバは、自動車用スタータおよび自動車用ワイパシステムの取引について、平成24年11月22日付で公正取引委員会より排除措置命令書および課徴金納付命令書を受け取りました。また、平成25年9月に米国司法省との間で、同国反トラスト法および関連法規に違反したとして、罰金1億35百万米ドルの支払いを含む司法取引契約を締結いたしました。
  - また、同社は、平成26年8月に中国国家発展改革委員会から、中国での自動車部品の取引に関して、中華人民共和国独占禁止法に違反する行為が認められるとして、4,072万人民币元の罰金の支払いを命じられました。
  - 候補者三田賢一氏は、日頃より取締役会等において内部統制システムや具体的施策について法令遵守の意思表示を行っており、株式会社ミツバが当該事実の対象行為に係っていたという認識をしておりませんでした。
  - これを機に同氏は、不公正取引行為の根絶・再発防止に向け、コンプライアンス体制の整備・充実や再発防止のため一層の法令遵守に向けた提言を行っております。
9. 早川榮一氏、三田賢一氏および武 信幸氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、早川榮一氏が7年、三田賢一氏および武 信幸氏がそれぞれ5年になります。
10. 候補者早川榮一氏の選任が承認された場合、当社と早川榮一氏との間で、既に会社法第423条第1項に関する責任について、同氏が監査役職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しておりますが、引き続き本契約を継続する予定であります。

以 上

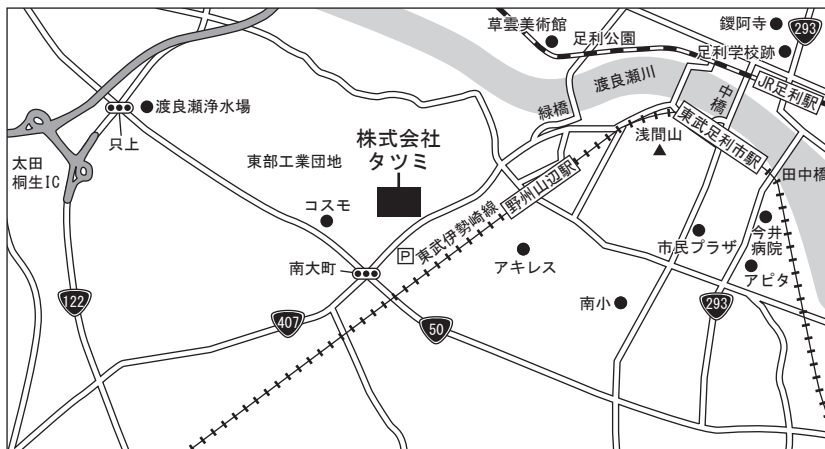


## 株主総会会場ご案内図

栃木県足利市南大町443番地

株式会社タツミ 本社工場 3階 会議室

電話 0284-71-3131



### 交通のご案内

JR足利駅より 車で15分

東武足利市駅より車で10分

野州山辺駅より 車で5分

最寄IC 北関東自動車道 太田桐生ICより車で10分

- 節電のため、株主総会会場内の冷房を弱めに設定いたします。株主の皆様におかれましては軽装（クールビズ）にてご出席くださいますようお願い申し上げます。  
なお、会場面積、空調設備等の都合により、お座りになる席によって寒暖の差がございますので、あらかじめご了承ください。

(第64回定時株主総会招集ご通知提供書面)

# 第 64 期 報 告 書

(自 平成26年 4月 1日)  
(至 平成27年 3月 31日)

株式会社 **タツミ**

栃木県足利市南大町443番地

## (提供書面)

# 事業報告

(自 平成26年4月1日)  
(至 平成27年3月31日)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当事業年度における我が国の経済は、消費増税に伴う駆け込みの反動減からの個人消費の落ち込みは長期化したものの、政府の経済対策や日銀の金融政策の推進により、全体としては緩やかな回復基調で推移いたしました。

国内の自動車業界におきましては、円安の進行もあり、業績は堅調に推移いたしました。

しかしながら、生産活動の海外シフトにより国内生産が低迷するといった構造的な問題が、将来への懸念材料として依然残されております。

なお、国内市場における今年度の4輪車の状況は、国内販売が5,297千台(前年度比7.0%減)、輸出が4,490千台(前年度比3.1%減)となったため、国内生産は、9,590千台(前年度比3.2%減)となっております。

このような環境のなかで、当社は、技術・品質・製造の体質強化を進め、企業競争力の向上を図るとともに、既存得意先への拡販と新規得意先の開拓を進めてまいりました。

この結果、当社の売上高は、前期比2億74百万円増収の71億50百万円(前期比4.0%増)となりました。

一方、利益面におきましては、原価低減活動の成果に加え為替変動差益効果により、営業利益は前期比31百万円増益の6億98百万円(前期比4.6%増)、経常利益は前期比1億97百万円増益の9億26百万円(前期比27.1%増)となりましたが、特別損失に、今後予定されている関係会社株式の売却損を主な内容とした事業構造改善引当金の繰入により、当期純利益は前期比1億21百万円減益の3億18百万円(前期比27.7%減)となりました。

また、部門別の売上高状況は、次のとおりであります。

ブレーキ用部品が前期比3百万円増(0.1%増)、電装品用部品が前期比58百万円増(1.9%増)、応用機器が設備売上の増加により前期比2億12百万円増(32.9%増)となっております。

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資額は、2億30百万円で、主なものは生産設備（1億61百万円）の投資であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度中に、メキシコ新会社設立出資金として、金融機関より7億円の資金調達をしております。

なお、当事業年度末の借入金残高は、13億84百万円となっており、前事業年度末に比べ5億19百万円増加しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産および損益の状況

(単位：千円)

区 分	第61期 (平成24年3月期)	第62期 (平成25年3月期)	第63期 (平成26年3月期)	第64期 (当事業年度) (平成27年3月期)
売 上 高	6,236,500	6,203,125	6,876,179	7,150,395
経 常 利 益	318,488	425,915	728,812	926,115
当 期 純 利 益	179,543	270,924	440,067	318,279
1株当たり当期純利益	29.93円	45.17円	73.37円	53.07円
総 資 産	5,573,047	5,417,057	6,412,312	7,350,524
純 資 産	2,781,431	3,024,097	3,412,837	3,633,617
1株当たり純資産額	463.71円	504.17円	569.04円	605.88円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、これらは、自己株式控除後の発行済株式総数により算出しております。
2. 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
3. 自動車用部品の製造設備等の販売については、営業外収益(純額表示)に計上しておりますが、第63期より、売上高と売上原価に計上する方法(総額表示)に変更したため、第62期以前の売上高については当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

## (3) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

会社名	所在地	資本金	親会社が有する 当社株式(出資比率)	主要な事業内容
株式会社ミツバ	群馬県桐生市	9,885,337千円	3,186千株 (53.1%)	自動車用電装品の製造販売

当社は、上記記載の親会社との間に、当社製品の販売および材料の仕入、同社使用人の出向受入れ等の関係があります。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社が有する 子会社株式(出資比率)	主要な事業内容
ピーティー・タ ツミ・インドネ シア	インドネシア・ 西ジャワ州	6,000千ドル	4千株 (66.7%)	自動車用部品の製造販売



(4) 対処すべき課題

今後の自動車業界は、国内生産が市場の縮小や地産池消の継続により低水準で推移することが予測されますが、一方で世界生産は引続き順調に伸びて行くものと思われまます。

このような状況のなかで、平成27年度は、第9次中期経営計画の2年目にあたります。引き続き目標達成に向けた諸施策を実施してまいります。

具体的には、「冷鍛技術と切削技術をコアコンピタンスとし、新しい製品価値が提案できるグローバルパートナー企業となる。」をスローガンとして、

1. 6つの加工技術をベースにグローバルでの提案型企業をめざす。(成長)
2. 原理原則に拘り、不良「0」を達成し、お客様に信頼される企業となる。

(品質)

3. 製品別原価改善を徹底的にやり抜き、拠点毎の収益確保を実現する。

(コスト)

4. 当事者意識を持って課題解決できるグローバル人材を育成する。

(プロセス/人材)

これらの諸施策を確実に実行することで、業績および企業価値の更なる向上を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成27年3月31日現在)

当社の事業は、主に自動車の電装品用部品およびブレーキ用部品の製造並びに販売であります。

(6) 主要な事業所および工場 (平成27年3月31日現在)

本	社	栃木県足利市
工	場	栃木県足利市、群馬県太田市

(7) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
313名	7名増	37.2歳	12.4年

- (注) 1. 当事業年度末日の使用人数を記載しております。  
2. 使用人数には、当社から社外への出向者（4名）を除き、社外から当社への出向者（9名）を含みます。  
なお、使用人数にはパートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

(8) 主な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社東和銀行	625,000千円
株式会社横浜銀行	614,280千円

- (注) 当事業年度末日の借入金残高を記載しております。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、平成27年3月20日開催の取締役会において、事業環境の変化（グローバル化）に迅速かつ柔軟に対応するために、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し明確にすることにより、一層の経営の効率化をはかることを目的として、新たに執行役員制度を導入する旨の決議をしております。

執行役員制度の導入日 平成27年4月1日

## 2. 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,000,000株
- (3) 株主数 351名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ミ ツ バ	3,186千株	53.12%
株 式 会 社 東 和 銀 行	300千株	5.00%
株 式 会 社 横 浜 銀 行	250千株	4.17%
三 菱 UFJ 信 託 銀 行 株 式 会 社	150千株	2.50%
セ コ ム 損 害 保 険 株 式 会 社	150千株	2.50%
タ ツ ミ 従 業 員 持 株 会	145千株	2.42%
タ ツ ミ 取 引 先 持 株 会	134千株	2.23%
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	100千株	1.67%
浜 銀 フ ァ イ ナ ン ス 株 式 会 社	100千株	1.67%
横 浜 キ ャ ピ タ ル 株 式 会 社	86千株	1.43%

（注）持株比率は自己株式（2,783株）を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年3月31日現在）  
該当事項はありません。
- (2) 当該事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員 の 状 況

##### (1) 取締役および監査役の状況（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡 嶋 茂	
常務取締役	森 田 常 夫	営業・購買・業務担当、海外営業統括
常務取締役	田 邊 泰	生産機能担当、海外生産統括
取締役	木 村 英 典	経理部長
取締役	岡 田 昇	技術部長
取締役	高 橋 良 和	株式会社ミツバ取締役専務執行役員
取締役	永 井 邦 夫	株式会社ミツバ執行役員
常勤監査役	井 上 雄 象	
監査役	早 川 榮 一	
監査役	三 田 賢 一	株式会社ミツバ取締役専務執行役員 株式会社ミツバアビリティ代表取締役社長 株式会社オフィス・アドバン代表取締役社長
監査役	武 信 幸	株式会社ミツバ執行役員

- (注) 1. 取締役高橋良和氏および永井邦夫氏は、社外取締役であります。
2. 監査役早川榮一氏、三田賢一氏および武信幸氏は、社外監査役であります。  
なお、当社は、監査役早川榮一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 常勤監査役井上雄象氏、監査役三田賢一氏および武信幸氏は、経理・財務業務に携わってきた経験があり、相当程度の知見を有しております。
4. 監査役早川榮一氏は、税務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。  
平成26年6月18日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって、取締役相談役山本千秋氏および取締役木内啓治氏（社外取締役）は任期満了により退任いたしました。

##### (2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (一名)	59,586千円 (一千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	2名 (1名)	9,801千円 (1,200千円)
合 計 (うち社外役員)	8名 (1名)	69,387千円 (1,200千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 社外取締役3名および社外監査役2名については、報酬は支払っておりません。

3. 取締役の報酬限度額は、平成11年6月25日開催の第48回定時株主総会において年額70,000千円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成11年6月25日開催の第48回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
5. 当事業年度において、社外取締役1名および社外監査役1名が役員を兼務する親会社から、役員として受けた報酬の総額は4,800千円であります。

### (3) 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の業務執行者（または社外役員）の兼任状況および当該兼任先と当社との関係

- ・取締役高橋良和氏および監査役三田賢一氏は、株式会社ミツバの取締役を、また、取締役永井邦夫氏、監査役武信幸氏は、同社の執行役員を兼務しております。

なお、株式会社ミツバは、当社の親会社で、当社製品の販売先であり材料の仕入先でもあります。

- ・監査役三田賢一氏は、株式会社ミツバアビリティおよび株式会社オフィス・アドバンの代表取締役を兼務しており、両社は、特定関係事業者であります。なお、当社は株式会社ミツバアビリティとの間に人材派遣等の取引関係があり、また、株式会社オフィス・アドバンとの間にファクタリング等の取引関係があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役 高橋 良和	当事業年度開催の取締役会8回のうち6回に出席いたしました。企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かすとともに、親会社の立場から経営全般にわたり必要な助言・提言を行っております。
取締役 永井 邦夫	社外取締役就任後開催の全ての取締役会に出席いたしました。企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かすとともに、親会社の立場から経営全般にわたり必要な助言・提言を行っております。
監査役 早川 榮一	当事業年度開催の取締役会8回のうち7回および全ての監査役会に出席いたしました。税務の専門家としての深い経験に立脚し、経営の効率化と透明性を図るために必要な助言・提言を行っております。
監査役 三田 賢一	当事業年度開催の取締役会8回のうち5回および監査役会6回のうち5回に出席いたしました。親会社の立場から経理および財務の長き経験と専門的見地から必要な助言・提言を行っております。
監査役 武 信幸	当事業年度開催の取締役会8回のうち6回および全ての監査役会に出席いたしました。親会社の立場から経営の効率化と透明性を図るために必要な助言・提言を行っております。

ハ. 社外監査役と締結している責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役早川榮一氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 新宿監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	16,300千円
・当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,300千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により解任いたします。

上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会にて経営上の重要な事項に関する意思決定を行い、その業務執行は取締役が行います。取締役に対する監査体制については当社監査役会の下、監査役により職務執行の遵法性を監査しております。

当社は、前述の当社理念を実践することによってCSRを達成することを目指します。CSR活動全体をまとめ、当社において発生しうるあらゆる損失危機を扱う会議体として「CSR会議」を設置し、当社代表取締役社長が議長を務めます。

また、当社の取締役は、社会の期待に応え信頼される企業となるために、タツミで働く全ての人々のコンプライアンス意識を高めるべく、当社行動規範である「私たちが守るべき行動」の遵守に率先して取り組みます。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会等経営意思決定に係る議事録、財務情報等の重要な文書・その他取締役の職務執行に係る情報の管理・保存については、法令・定款および当社の社内規定に基づき、適正に実施してまいります。

情報の管理については情報取扱責任者を任命するとともに、情報セキュリティに関するガイドラインを定め対応しております。

また、文書の保存等については、関連する法令および文書管理規定により、適切に管理してまいります。

(3) 損失の危機に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理に係る規定を整備し、リスクの最小化を図ってまいります。また、CSR活動の一環として、前述のCSR会議にて当社において発生しうるあらゆる損失危機に対応してまいります。

生産上のリスクを扱う組織として「リスクマネジメント委員会」を設置し、生産企画・製造・品質保証・物流等、それぞれの観点から必要とされる管理を行うとともに、リスクの洗い出し、対策案の実施・監査、防災状況の監査または改善の指示等を実施いたします。

また、生産リスク以外に発生し得る損失危機を扱う組織としては「コンプライアンス委員会」を設置し、遵法経営の維持・確保に向けた諸施策を展開いたします。

さらに、これらリスクの発生時等において適時・適切な情報開示を行い、ステークホルダーの皆様が当社の状況を適切に把握できるように努めます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を隔月1回開催し、経営上の重要な事項に対する意思決定と、各取締役の業務の執行状況の監督等を行います。

取締役会の他、当社では、常勤取締役および常勤監査役が出席する役員ミーティングを毎月開催し、業務執行に係る重要事項の審議・検討と、情報の共有化を図ります。

また、当社は中期（3年間）および単年度の事業計画と利益目標とを策定するとともに、各部門において、その達成のために必要とされる具体的な施策を立案し、実行いたします。

さらに、事業計画については急激な事業環境の変化に追従すべく、適切なタイミングでの見直しを実施いたします。



(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス活動を通じて法令・社会規範を遵守してまいります。前述のコンプライアンス委員会では、社員に対して法令遵守および企業倫理の啓蒙・教育を実施してまいります。その一環として、当社行動規範である「私たちが守るべき行動」を策定し、周知しております。

また、社員の職務執行状況については監査室が内部監査を実施し、内部牽制力を確保するとともに、必要とされる改善指示を行います。

当社はさらに、内部通報者に対する制度を設け、当社の経営陣または社員等が違法行為を発見したか、あるいはその兆候に気づいた際の相談・通報の窓口として、社内に「なんでも相談窓口」を設けております。この相談窓口に対する通報者の氏名および情報等は秘匿として扱い、かつ、通報者に対して当社は不利益な行為は行いません。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、前述の監査室に監査役の職務を補助する社員を配置いたします。人員の員数・配置・職責等については、監査役会と業務部が適宜協議してこれを決めます。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および社員は、当社の主な業務執行状況ならびに当社の事業、業務、財務に与える重要な事項等を適宜適切に監査役に報告いたします。監査役は取締役会および役員ミーティングのほか、経営上の意思決定や業務執行において重要と思われる会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を監視・検証いたします。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の常勤監査役は、監査の実効性を確保するため、取締役会および役員ミーティングの他、経営上の意思決定や業務執行において重要と思われる会議に出席し、必要に応じて報告、説明を求めます。

また、監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画に従い代表取締役をはじめ各取締役、部門長等との面談、実査等を行い、得られた情報の共有を行います。

監査室および会計監査人とは緊密に連携し、年度監査計画のすり合わせを行い、期中監査状況、期末監査結果等についても随時説明・報告を求めるとともに、定期的な情報連絡会を実施し、監査の実効をあげてまいります。

(9) 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制を構築し適切な運用に努めるとともに、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、維持、改善を図ります。

(10) 反社会勢力排除に向けた基本的な体制

当社は、前述の「私たちが守るべき行動」において反社会勢力との関係断絶を掲げております。社会の秩序や安全に影響を与える反社会勢力またはこれと関係のある人や会社とは、関係を持ちません。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を図りながら、安定した配当の継続を基本方針としております。

また、内部留保金につきましては、財務体質および競争力の強化を図りながら、設備投資、海外投資、研究開発活動に活用して、将来の成長へつなげていくことで、株主の皆様のご支援にお応えしてまいり所存であります。

今期の期末配当金につきましては、当事業年度の業績を勘案し、株主の皆様の変わらぬご支援にお応えすべく、前事業年度と同様に、10円とさせていただきますことを平成27年5月7日開催の取締役会にて決議致しました。

また、同取締役会において、繰越利益剰余金から100,000,000円を別途積立金に繰入することを決議致しました。

これにより、別途積立金は1,300,000,000円となります。

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>4,400,508</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>3,330,612</b>
現金及び預金	1,194,838	買掛金	204,033
受取手形	77,656	短期借入金	985,000
電子記録債権	303,922	1年内返済予定長期借入金	90,540
売掛金	1,620,336	未払金	1,224,626
製品	76,454	未払法人税等	202,487
原材料及び貯蔵品	174,356	未払消費税等	47,890
仕掛品	244,128	未払配当金	511
未収入金	449,134	未払費用	24,798
繰延税金資産	247,652	預り金	6,862
その他	12,030	賞与引当金	161,493
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,950,015</b>	事業構造改善引当金	382,367
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,385,862</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>386,294</b>
建築物	540,559	長期借入金	308,740
構築物	41,399	長期未払金	9,570
機械装置	717,690	繰延税金負債	67,984
車両運搬具	282	<b>負 債 合 計</b>	<b>3,716,907</b>
工具器具備品	31,430	<b>純 資 産 の 部</b>	
土地	40,361	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,600,005</b>
建設仮勘定	14,137	資本金	715,000
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>9,410</b>	資本剰余金	677,955
借地権	4,892	資本準備金	677,955
ソフトウェア	3,670	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>2,208,080</b>
その他	847	利益準備金	60,000
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>1,554,742</b>	その他利益剰余金	2,148,080
投資有価証券	121,277	別途積立金	1,200,000
関係会社株式	1,071,906	繰越利益剰余金	948,080
事業保険	19,403	<b>自 己 株 式</b>	<b>△1,030</b>
前払年金費用	176,912	評価・換算差額等	33,612
長期未収入金	149,500	その他有価証券評価差額金	33,612
その他	15,743	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,633,617</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>7,350,524</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>7,350,524</b>

# 損 益 計 算 書

(自 平成26年 4月 1日)  
 (至 平成27年 3月 31日)

(単位 千円)

科 目	金 額
売 上 高	7,150,395
製 品 売 上 高	6,482,467
設 備 売 上 高	667,927
売 上 原 価	5,888,871
製 品 売 上 原 価	5,337,232
設 備 売 上 原 価	551,638
売 上 総 利 益	1,261,523
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	562,622
営 業 利 益	698,900
営 業 外 収 益	235,469
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	6,211
受 取 賃 貸 料	109
為 替 差 益	162,355
製 造 提 携 先 技 術 指 導 料	32,871
そ の 他	33,921
営 業 外 費 用	8,254
支 払 利 息	6,889
そ の 他	1,365
経 常 利 益	926,115
特 別 利 益	2,712
固 定 資 産 売 却 益	999
そ の 他	1,712
特 別 損 失	385,580
固 定 資 産 除 却 損	179
減 損 損 失	3,033
事 業 構 造 改 善 引 当 金 繰 入 額	382,367
税 引 前 当 期 純 利 益	543,247
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	343,077
法 人 税 等 調 整 額	△118,110
当 期 純 利 益	318,279

## 株主資本等変動計算書

（自 平成26年4月1日  
至 平成27年3月31日）

（単位 千円）

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
				別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	715,000	677,955	677,955	60,000	1,100,000	830,599	1,990,599
会計方針の変更による累積的影響額						△40,823	△40,823
会社方針の変更を反映した当期首残高	715,000	677,955	677,955	60,000	1,100,000	789,776	1,949,776
当 期 変 動 額							
別途積立金の積立					100,000	△100,000	-
剰余金の配当						△59,975	△59,975
役員賞与							
当期純利益						318,279	318,279
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	100,000	158,304	258,304
当 期 末 残 高	715,000	677,955	677,955	60,000	1,200,000	948,080	2,208,080

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合 計	
当 期 首 残 高	△916	3,382,637	30,200	30,200	3,412,837
会計方針の変更による累積的影響額		△40,823			△40,823
会社方針の変更を反映した当期首残高	△916	3,341,814	30,200	30,200	3,372,014
当 期 変 動 額					
別途積立金の積立		-			-
剰余金の配当		△59,975			△59,975
役員賞与					
当期純利益		318,279			318,279
自己株式の取得	△114	△114			△114
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		-	3,411	3,411	3,411
当期変動額合計	△114	258,190	3,411	3,411	261,602
当 期 末 残 高	△1,030	3,600,005	33,612	33,612	3,633,617

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項

### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

### (2) デリバティブ等の評価基準および評価方法

デリバティブ 時価法

### (3) たな卸資産の評価基準および評価方法

製品、原材料、仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### (4) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

また、取得原価10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括して3年間で均等償却する方法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 30年～40年

機械装置 9年

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- ④ 長期前払費用  
均等償却する方法によっております。
- (5) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、為替換算差額は損益として処理しております。
- (6) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金  
売掛債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
ただし、年金資産の見込額が退職給付債務を上回ったため、当該金額を「前払年金費用」に計上しております。  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- ④ 事業構造改善引当金  
今後予定されている関係会社株式売却損等に備えるため、発生見込額に基づき計上しております。
- (7) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法  
振当処理の要件を満たす為替予約等については、振当処理を行っております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段  
為替予約取引・金利スワップ取引  
ヘッジ対象  
相場変動等による損失の可能性のある外貨建売上債権
- ③ ヘッジ方針  
通常の営業過程における輸出取引の為替相場の変動によるリスクを軽減するため、為替予約取引を行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法  
ヘッジ手段の変動の累計額とヘッジ対象の変動の累計額との比率を比較して、有効性を判断しております。

(8) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が63,173千円減少し、利益剰余金が40,823千円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

該当事項はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

5,201,272千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権

747,450千円

② 長期金銭債権

149,500千円

③ 短期金銭債務

28,827千円

(4) 当座貸越契約

当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,500,000千円
借入実行残高	985,000千円
差引額	515,000千円



#### 4. 損益計算書に関する注記

##### (1) 関係会社との取引高

① 売上高	3,441,184千円
② 仕入高	178,778千円
③ その他（出向者人件費および経費等の支払額）	128,904千円

##### (2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

場所: 栃木県足利市

用途: 遊休資産

種類: 機械装置

事業の用に供していない当該遊休資産について、回収可能性が認められないため、帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失（3,033千円）として特別損失に計上しました。

当社は、輸送用機器関連事業単一の事業セグメントにより構成されていることから、全体を1つの資産グループとして捉え、遊休資産については、個々の資産単位でグルーピングを行っております。

なお、当資産グループの回収可能額は正味売却価額により測定しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	6,000,000	—	—	6,000,000

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	2,484	299	—	2,783

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年5月7日取締役会	普通株式	59,975	10.00	平成26年3月31日	平成26年6月4日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年5月7日取締役会	普通株式	59,972	利益剰余金	10.00	平成27年3月31日	平成27年6月3日

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

当社は、新株予約権の発行をしていないため該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 繰延税金資産

未払事業税	14,858千円
賞与引当金	53,018千円
社会保険料	7,612千円
共済会積立金	6,389千円
イベント積立金	11,818千円
事業構造改善引当金	125,531千円
たな卸資産評価損	28,225千円
固定資産評価損	773千円
固定資産減損損失	3,867千円
その他	566千円
小計	252,661千円
評価性引当金	△415千円
計	252,246千円

② 繰延税金負債

退職給付引当金	△56,718千円
その他有価証券評価差額金	△15,861千円
計	△72,579千円

繰延税金資産の純額	179,667千円
-----------	-----------

(注) 繰延税金資産の純額の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産（流動）	247,652千円
繰延税金負債（固定）	△67,984千円

(2) 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」および「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降に解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.38%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは32.83%、平成28年4月1日以降のものについては32.06%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）が13,811千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が13,811千円、その他有価証券評価差額金が1,642千円それぞれ増加しております。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(ア) リース資産の内容

・有形固定資産

自動車の電装品用部品およびブレーキ用部品の製造用機械装置であります。

・無形固定資産

ソフトウェアであります。

(イ) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、期末残高相当額  
該当事項はありません。

② 未経過リース料期末残高相当額等  
該当事項はありません。

③ 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	53,091千円
減価償却費相当額	29,373千円
支払利息相当額	281千円

④ 減価償却費相当額の算定方法  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法  
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(2) オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年内	26,964千円
1年超	94,776千円
計	121,741千円

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

8. 金融商品に関する注記

金融商品の状況および時価等に関して、重要性が乏しいため注記を省略しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

10. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	653,063千円
持分法を適用した場合の投資の金額	270,695千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	△81,037千円

11. 関連当事者との取引に関する注記

親会社および法人主要株主等

属性	会社名	住所	資本金 (千円)	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)		
						役員の 兼任等	事業上 の関係						
親会社	株式会社 楠ミツバ	群馬県 桐生市	9,885,337	自動車用 電装品の 製造販売	直接	53.1	兼任 2名 被転籍 3名	自動車電 装品用 部品の販 売、材料 の仕入	営業 取引	当社製品 の販売	2,616,938	売掛金	222,202
					間接			—	—	—	—	—	—

子会社等

属性	会社名	住所	資本金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)		
						役員の 兼任等	事業上 の関係						
子会社	ピーティ ー・タツ ミ・イン ドネシア	イン ドネシ ア・西 ジャワ 州	6,000千 米ドル	自動車用 部品の製 造販売	直接 66.7 間接 —	兼任 3名	自動車用 部品およ び工具等 の販売	営業 取引	当社製品 および機 械工具等 の販売	売掛金 および 未入金	384,294		416,667
関連 会社	コルボラ シオン・ ミツバ・ デ・メヒ コ・ヌエ バ・エス ・デ・ブ イ	メキシ コ・ヌ エバロ ン州	604,850千 メキシコ ペソ	自動車用 部品の製 造販売	直接 8.7 間接 —	兼任 1名	自動車用 部品およ び工具等 の販売	営業 取引	当社製品 および機 械工具等 の販売	売掛金 および 未入金	439,951		251,556

兄弟会社等

属性	会社名	住所	資本金 (千円)	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合(%)	関係内容		取引の内容		取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
						役員 の兼任等	事業上 の関係						
親会社 の子会 社	株式会社 オフェイ ス・アド バン	群馬県 桐生市	50,000	業務代行	直接	-	兼任 2名	ファクタ リング取 引	営業 取引	ファクタ リング取 引等	2,685,096	未収 入金	397,180
					間接				-		営業 取引	3,460,693	未払金
親会社 の子会 社	アメリカ ン・ミツ バ・コー ポレーシ ョン	米国イ リノイ 州	81,000千 米ドル	自動車用 部品の製 造販売	直接	-	-	自動車用 部品およ び工具等 の販売	営業 取引	当社製品 および機 械工具等 の販売	864,718	売掛金	335,965

- (注) 1. 取引金額には、消費税等を含んでおりません。  
 2. 期末残高には、消費税等を含んでおります。  
 3. 取引価格等の条件は、他の取引先と同一であります。

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 605.88円

1株当たり当期純利益 53.07円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

純資産の部の合計額 (千円)	3,633,617
純資産の部の合計額から控除する額 (千円)	—
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	3,683,617
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	5,997,217

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益 (千円)	318,279
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	318,279
期中平均株式数 (株)	5,997,374

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

14. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

15. その他の注記

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年 5 月 6 日

株式会社タツミ  
取締役会 御中

### 新宿監査法人

指 定 社 員	公認会計士	壬 生 米 秋	Ⓔ
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	末 益 弘 幸	Ⓔ
業 務 執 行 社 員			

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タツミの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新宿監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月7日

株式会社タツミ 監査役会

監査役(常勤) 井上雄象 ⑩

監査役 早川榮一 ⑩

監査役 三田賢一 ⑩

監査役 武信幸 ⑩

(注) 監査役早川榮一、監査役三田賢一及び監査役武信幸は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主メモ

事業年度	4月1日から翌年3月31日
配当金受領 株主確定日	3月31日 なお、中間配当を実施するときの株主確定日は9月30日
定時株主総会	毎年6月に開催
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 電話 0120-232-711 (フリーダイヤル)
上場証券取引所 公告の方法	東京証券取引所 電子公告とします。 公告掲載URL <a href="http://www.tatsumi-ta.co.jp/">http://www.tatsumi-ta.co.jp/</a> (ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

(ご注意)

1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。